

(平成26年4月18日修正)

- ・評価の一つとして、局所的な大雨などの外力が不確実であるならば、逆算によって“どの程度の外力までなら大丈夫なのか”といったことを記載しておく、地域住民にとってわかりやすい。

- ・ 自然環境への影響に関する定量評価が困難であるならば、定量的でなくてもよいので環境保全措置などの配慮や工夫をアピールする必要がある。
- ・ 反対意見に対して、説明するという姿勢が重要である。
- ・ 3つの対策に対し、それぞれ多数の代替案が検討・比較されて、その中で最も有利な案を提示している。原案については賛成する。今後、同様の検討が行われる場合、多数の代替案の作成作業は大変であるため、今回の検討過程での経験を踏まえ、代替案の数、検討項目を絞るようにした方がよいのではないか。
- ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に従い、目的別（治水、利水、流水の正常な機能の維持）の複数代替案について評価されているが、設楽ダム案が総合的に一番優れていることをわかりやすく表現して、国民からの理解を得ることが重要である。
将来の社会、環境の変化に対してねばりのある案であることも説明を加えるべきである。
- ・ 対応方針（原案）については、基本的には賛成。ただし、治水対策のように何十年かに一度の確率で想定される事象と、ダムを造れば必ず起こる環境影響という事象を比較検討することは難しい。今後の検討課題である。
- ・ 今後、新しい技術についても事業に取り入れ、積極的に評価・実施する旨について報告書に記載されるとよいと考える。
- ・ 費用対効果分析では環境に対する便益・費用についても加味すべきではないか。
- ・ 個々の事業だけでなく、たとえば三河湾の再生事業など、他事業との関連についても考えるべきではないか。
- ・ 東日本大震災後の社会情勢の変化は反映させるべきではないか。
- ・ パブリックコメント等の意見をよりくみ上げるためにも第三者機関が入って分析を行うべきだった。
本件のように第三者機関でなく、事業者が検討主体となっていく場合には、事業者がダムの必要性について立証すべき責任を負うと考えるべきだが、本件ではその点について十分な立証がなされたかについて疑問が残る。
また、パブリックコメントで出た意見を検討ないし考慮したことを報告書等で示すべきである。
- ・ 環境等についても評価しているのに、印象としてコストを重点的に判断した印象が強く残った。人命が大切という評価は理解できるが、マイナス面をしっかりと比較表に整理し、将来的には定量化できることが望ましい。

- ・ネコギギの保全については慎重に対応すべき。また、設楽ダム建設完了後にも現地にクマタカが生息できるよう十分な配慮が必要である。
- ・国全体としてどの程度の規模のリスクまで対応するかの、適正な安全水準を示すことが重要である。学術的・技術的には完成されていないが、今後取り組んでいくべき課題である。
- ・整理表に対策なしの案も必要。他の代替対策案と同じような評価軸で対比できるよう記述をしておく必要がある。

事業評価監視委員会で意見聴取した事項は以下のとおり

- ・検証に係る検討の進め方、検討手順に不備がないことを確認
- ・洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の各目的について、コスト、実現性、地域社会への影響、環境への影響等を含めた総合的な評価結果から、設楽ダム案が最も有利であることを確認
- ・事業の投資効果において、全体事業における B/C は 2.3[※]、残事業の B/C は 3.0[※]を確認
- ・対応方針（原案）のとおりに「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」と判断
- ・ただし、東日本大震災の経験等による社会の意識の変化、環境の変化に十分対応すべく事業継続が決定された後も PDCA サイクルに基づきダム事業の影響の軽減に努めること。
- ・また、本報告書の内容について、上記の変化を踏まえ、様々なステークホルダーからの意見が反映されているかを明示し、関係者にわかりやすい説明に努めること。

※事業評価監視委員会での審議の後、費用対効果分析における年平均被害軽減期待額を算出しなおし、全体事業 B/C を 2.3 から 2.2、残事業 B/C を 3.0 から 2.8 に修正しました。

2) 委員より出された意見・質問及びその回答

項 目	意見・質問	回答及び対応方針（案）
設楽ダム建設事業	評価の一つとして、局所的な大雨などの外力が不確実であるならば、逆算によって“どの程度の外力までなら大丈夫なのか”といったことを記載しておく、地域住民にとってわかりやすい。	設楽ダムの検証においては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）に沿って、河川整備計画レベルの目標を達成することを基本として立案した複数の治水対策案について、評価軸「安全度」の一つとして「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」に対する評価を実施しています。地域住民への説明については、ご意見も踏まえ、引き続き、よりわかりやすい説明方法等を検討してまいります。
	自然環境への影響に関する定量評価が困難であるならば、定量的でなくてもよいので環境保全措置などの配慮や工夫をアピールする必要がある。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、目的別に立案した複数の対策案について、評価軸「環境への影響」に対する評価を実施しており、その具体的内容は報告書（原案）第4章に記載しています。ご意見を踏まえ、引き続き、その内容の説明に努めてまいります。なお、ご意見を踏まえ報告書の記載を修正します。
	反対意見に対して、説明するという姿勢が重要である。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、検討の場、流域委員会等を公開で開催するとともに、2回のパブリックコメントおよび関係住民への意見聴取を実施しており、いただいたご意見に対する検討主体の考え方を整理し、報告書（原案）第6章に記載しています。ご意見を踏まえ、引き続き、その内容の説明に努めてまいります。

	3つの対策に対し、それぞれ多数の代替案が検討・比較されて、その中で最も有利な案を提示している。原案については賛成する。今後、同様の検討が行われる場合、多数の代替案の作成作業は大変であるため、今回の検討過程での経験を踏まえ、代替案の数、検討項目を絞るようにした方がよいのではないか。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って検討を実施してまいりました。今後、事業再評価を行う際には、ご意見も踏まえ、必要な検討を行うことを考えております。
	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に従い、目的別（治水、利水、流水の正常な機能の維持）の複数代替案について評価されているが、設楽ダム案が総合的に一番優れていることをわかりやすく表現して、国民からの理解を得ることが重要である。 将来の社会、環境の変化に対してねばりのある案であることも説明を加えるべきである。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、目的別に立案した複数の対策案について、評価軸「持続性」や「柔軟性」に対する評価を実施しており、その具体的内容は報告書（原案）第4章に記載しています。ご意見を踏まえ、引き続き、よりわかりやすい説明に努めてまいります。
	対応方針（原案）については、基本的には賛成。ただし、治水のような何十年に一度の事象と、ダムを造れば必ず起こる環境影響という事象を同様に比較することには無理がある。今後の検討課題である。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、目的別に立案した複数の対策案について、河川や流域の特性に応じ、「安全度」や「環境への影響」といった各評価軸について評価しています。今後、事業再評価を行う際には、ご意見も踏まえ、必要な検討を行うことを考えております。

	今後、新しい技術についても事業に取り入れ、積極的に評価・実施する旨について報告書に記載されるとよいと考える。	設楽ダムの検証においては、「実施要領細目」に沿って、現在保有している技術情報等の範囲内で事業計画の点検を行った結果を用いて検討していますが、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、さらなるコスト縮減や工期短縮に対して、新技術の活用等の最大限の努力をすることとしております。ご意見を踏まえ、報告書の記載を修正します。
	費用対効果分析では環境に対する便益・費用についても加味すべきではないか。	設楽ダムの検証においては、「実施要領細目」に沿って、費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル（案）（平成 17 年 4 月 国土交通省河川局）」等に基づいて算出しています。ご意見をいただいた治水経済調査のシステムについては、今後も随時改善整備をしていくものとしております。
	個々の事業だけでなく、たとえば三河湾の再生事業など、他事業との関連についても考えるべきではないか。	個々の事業の実施にあたっては、これまでも、周辺で実施されている事業の情報を収集するとともに、必要な情報を提供してきております。今後とも適切に取り組んでまいります。
	東日本大震災後の社会情勢の変化は反映させるべきではないか。	個々の事業の実施にあたっては、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、必要に応じて事業評価を行うこととしています。再評価の視点の一つに、事業を巡る社会経済情勢等の変化があり、いただいたご意見もふまえ、今後の事業再評価を行ってまいります。

	パブリックコメント等の意見をよりくみ上げるためにも第三者機関が入って分析を行うべきだった。 本件のように第三者機関でなく、事業者が検討主体となってしまう場合には、事業者がダムの必要性について立証すべき責任を負うと考えるべきだが、本件ではその点について十分な立証がなされたかについて疑問が残る。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、パブリックコメント、関係住民の意見聴取等を実施するとともに、流域委員会からも意見聴取を行い、いただいたご意見に対する検討主体の考え方を整理しています。また、それらを経てとりまとめた報告書（原案）について、事業評価監視委員会からの意見聴取を実施しております。なお、今後、検討主体が報告書（案）を国土交通本省へ報告した後、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」からも意見を聴く予定です。
	また、パブリックコメントで出た意見を検討ないし考慮したことを報告書等で示すべきである。	設楽ダムの検証においては、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、新たな対策案を立案しており、報告書（原案）第4章に記載しています。
	環境等についても評価しているのに、印象としてコストを重点的に判断した印象が強く残った。人命が大切という評価は理解できるが、マイナス面をしっかりと比較表に整理し、将来的には定量化できることが望ましい。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、一定の安全度を確保することを基本としてコストを最も重視して目的別の総合評価を行うこととしておりますが、評価軸「環境への影響」に対する評価も実施しています。 ご意見を踏まえ、引き続き、その内容の説明に努めてまいります。
	ネコギギの保全については慎重に対応すべき。また、設楽ダム建設完了後にも現地にクマタカが生息できるよう十分な配慮が必要である。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、目的別に立案した複数の対策案について、評価軸「環境への影響」に対する評価を実施しております。 なお、設楽ダム建設事業は、環境影響評価法に基づき環境影響を評価し、必要な環境保全措置を行うこと

		としています。事業実施にあたっては、ネコギギの移植等について、専門家の指導・助言を得ながら適切に対応してまいります。 ご意見を踏まえ、報告書の記載を修正します。
	国全体としてどの程度の規模のリスクまで対応するかの、適正な安全水準を示すことが重要である。学術的・技術的には完成されていないが、今後取り組んでいくべき課題である。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、河川整備計画レベルの目標を達成することを基本として複数の治水対策案を立案しています。ご意見を踏まえ、その内容の説明に努めてまいります。いただいたご意見については、河川整備計画の進捗状況等を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。
	整理表に対策なしの案も必要。他の代替対策案と同じような評価軸で対比できるように記述をしておく必要がある。	設楽ダムの検証においては、実施要領細目に沿って、河川整備計画レベルの目標を達成することを基本として複数の治水対策案を立案しています。 ご意見を踏まえ、対策を実施しない場合の影響を報告書に記載します。
	東日本大震災の経験等による社会の意識の変化、環境の変化に十分対応すべく事業継続が決定された後も PDCA サイクルに基づきダム事業の影響の軽減に努めること。	個々の事業の実施にあたっては、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づき、必要に応じて事業評価を行うこととしています。再評価の視点の一つに、事業を巡る社会経済情勢等の変化があり、いただいたご意見も踏まえ、今後の事業再評価を行ってまいります。
	本報告書の内容について、上記の変化を踏まえ、様々なステークホルダーからの意見が反映されているかを明示し、関係者にわかりやすい説明に努めること。	上記の事業再評価にあたっては、引き続き、いただいたご意見も踏まえ、関係者への情報提供、その内容の説明に努めてまいります。